

## 京都府教科用図書選定審議会傍聴要領

平成15年4月24日

京都府教科用図書選定審議会

### 1 目的

この要領は、京都府教科用図書選定審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

### 2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻の30分前までに申し出なければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
  - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)による申し出る者の数が(1)に定める人数を超えるときは、申し出の順に傍聴人を決定する。

### 3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
  - ア みだりに傍聴席を離れること。
  - イ 私語、談話又は拍手等をする事。
  - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
  - エ 写真、映画等の撮影、録音等をする事。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときを除く。
  - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動をすること。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
  - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
  - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、京都府教科用図書選定審議会の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。